

# 大日本護國軍

## 宣言

今や世界人類の歴史は日本を樞軸に一大轉換を始め、祖國內外の物情騒然として振古未曾有の國難に際會す。皇國の興廢は掛りて此の瞬にあり、將に愛國の士の總蹶起し護國の重責を荷負ふべき秋は來た！

外には貪婪欲無き白人の制覇の下、彼等が慘虐なる榨取、壓迫に抗して據守する亞細亞諸民族の先驅、指導を以て任ずる日本は、大滿洲國の成立を契機に、對米對露、及彼等の傀儡となり終らんとする隣邦支那との國際的斷面日に銳角の様相を呈じ、欺蒙平和主義機關——國際聯盟又合縱連衡し政治、經濟、思想、武力の全面的精力を傾け對日包圍政策に出でんとする動向あり、斯くて第二次世界大戰の波濤刻々に祖國の岸に打ち寄せんとす。

内には、國家觀念を喪失せる高度獨占財閥は私利私慾に狂奔、之と結托する既成政黨は黨利黨略を之事とし、上は畏くも、天皇の神聖と大權を冒瀆し奉り、下は國民大衆の利益を蹂躪し與國愛國の熱意更に無し。勤勞者は失業と飢饉に脅へ、中小商工業者及び農村は疲弊困憊、階級闘争は深刻を加へ、混迷せる國民の思想は、世紀末の類廢、社會呪咀、犯罪等を加速度的に醸成し行く。然も大衆の利益擁護を叫ぶ無產階級者流は、無策無能に終り勞農大衆を破滅に墮れ、共產主義分子は祖國日本の光輝ある國體の破壊を企圖し、ロシア亦帝國主義に内應、その影響指導下に亡國の赤化運動に跳躍を遂ぐる。實に我等が行手は暗澹として天日爲に關し、その感痛切なるものがある。今こそ全日本國民は皇意に蘇り、舉國の行動に於いて、皇道の本義を擴充し、政治積年の腐敗墮落を革正し、天皇御親政を復固し、國民經濟の偏倚矛盾を是正し、以て産業大權に歸結する事に依つて、國力と武備の徹底的充實を計り、我が忠良なる皇軍將士の背後より巨大なる國民的偉力を押し進め、機に臨みて先づ敵を制するの民族的武力聖戰を敢行せしむべく、國民義勇軍の役割を務め、之が支援に努力すべきである。

斯るは、神武肇國の大精神に副ひ、國防完備の妙諦と國民生活の向上を一舉に解決する唯一の方策にして然も、日本國民焦眉の急務である。加之、皇國日本の最高使命たる世界の道義的統一への坦々たる途は開け、其の第一着手たる全亞細亞を統合する一大皇國建造は始めて可能なりと云ふべきである。

吾等は、如上の客觀的情勢の切迫に應じ、歴史的使命の正しき把握に依り、嘗て九州の各地に散在分立せし諸團體を純正愛國の一義に結合して大日本護國軍となし、新しき大國民運動の最前線に挺身奮闘せんとするものである。

吾等は、全國三百餘の友誼團體に、各自の因縁情實を放棄し、皇道維新斷行の目標に向つて即時戰線を統一されん事を強く要請し、且つ滿天下の愛國大衆に、其の逡巡遲疑をやめ、速かに吾等が護國旗の下に投じ、吾等と共に新日本建設に突進されん事を絶叫す。

世界の爲めに、祖國の爲めに、同胞大衆の爲に、

## 綱領

- 一、吾人は一君萬民の本義に則り亡國共產主義並びに一切の自由主義の利己思想を撲滅し真正皇道主義の把握による産業大權の確立及び天皇御親政の徹底を期す。
- 一、吾人は奪はれたる亞細亞の奪還によりウラル以東及び濠洲アイリシを連ぬる一大亞細亞皇國の建設を計り白人帝國主義を擊破し道義的世界統一への邁進を期す。
- 一、吾人は皇道意識の下完全なる軍民一致舉國一體の實を擧げ我が民族の世界的使命達成の爲に必要なる陸海空軍備の徹底的充實を期す。
- 一、吾人は皇國日本の發展飛躍を阻害すべく白人帝國主義諸列強の強制に依り設定されたる九ヶ國條約、ワシントン條約及びロンドン條約を破棄し日本國家の國際的地位の向上を期す。

## 大日本護國軍規

- 第一章 總則
- 第一條 本軍ハ大日本護國軍ト稱シ總本部ヲ小倉市ニ置キ大地方本部ヲ大地方ニ市、郡地區別ニ軍團ヲ設置シ其ノ下ニ分隊ヲ編成ス
- 第二條 本軍ハ本軍ノ宣言綱領及ビ決議ヲ遂行スル期シ、日本民族ノ世界的使命宣揚ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本軍ハ本軍ノ宣言綱領ニ賛同スル報國至誠、純真ナル愛國者タル日本國民ヲ以テ構成ス
- 第四條 本軍總本部ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 一、總司令官 一名
  - 二、總參謀長 一名
  - 三、總本部參謀 若干名
  - 四、總本部書記 若干名
  - 五、顧問官 若干名
  - 六、參與官 若干名
- 第五條 總司令官ハ總參謀長トシ、總參謀長ハ總本部參謀トシ、總本部參謀ハ軍務ヲ專任トス
- 第六條 本軍總司令部ハ各都府縣ニ總參謀長トシ、顧問官、參與官、總司令官ノ要求ニヨリ意見ヲ開陳ス
- 第七條 各都府縣ニ總參謀長トシ、顧問官、參與官、總司令官ノ要求ニヨリ意見ヲ開陳ス
- 第八條 顧問官ハ總本部參謀長トシ、顧問官ノ任期ハ一年トシ、無名青年ヲモ登用ス
- 第九條 本軍ニ左ノ機關ヲ設ク
  - 一、總本部參謀會議
  - 二、總本部參謀會議
  - 三、總本部參謀會議
  - 四、總本部參謀會議
  - 五、總本部參謀會議
  - 六、總本部參謀會議
  - 七、總本部參謀會議
  - 八、總本部參謀會議
  - 九、總本部參謀會議
  - 十、總本部參謀會議
  - 十一、總本部參謀會議
  - 十二、總本部參謀會議
  - 十三、總本部參謀會議
  - 十四、總本部參謀會議
  - 十五、總本部參謀會議
  - 十六、總本部參謀會議
  - 十七、總本部參謀會議
  - 十八、總本部參謀會議
  - 十九、總本部參謀會議
  - 二十、總本部參謀會議
- 第十條 軍大會ハ各都府縣最高決議機關ニシテ毎年一回總司令官之ヲ召集シ、總本部役員、大地方本部役員、各地軍團役員、分隊長、其ノ他三指命令官可ラレタル代議員ヲ構成ス
- 第十一條 左ノ二項ニ概當スル場合、臨時軍大會ヲ開催スルヲ得ルモノトス
  - 一、大地方本部半数以上ノ要求アリタルトキ
  - 二、軍大會出席代表員ハ總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ
- 第十二條 軍大會出席代表員ハ總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ
- 第十三條 軍大會ハ特ニ規定ハ臨時ナキ限り出席代表員過半数以上ノ同意ヲ以テ決議事項ノ成立トナス
- 第十四條 總本部參謀會議ハ總參謀長之ヲ召集ス
- 第十五條 總本部參謀會議ハ總參謀長之ヲ召集ス
- 第十六條 總本部參謀會議ハ總參謀長之ヲ召集ス
- 第十七條 總本部參謀會議ハ總參謀長之ヲ召集ス
- 第十八條 本軍總本部ニ左ノ部署ヲ設立ス
  - 一、統制部
  - 二、情報部
  - 三、財政部
  - 四、出版部
  - 五、聯絡部
- 第十九條 各部長、局長ハ總本部參謀長之ヲ兼任ス
- 第二十條 本軍ノ納入スル軍費ハ大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當ス
- 第二十一條 軍士ノ納スル軍費ハ大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當ス
- 第二十二條 軍士ノ納入スル軍費ハ大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當ス
- 第二十三條 軍士ノ納入スル軍費ハ大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當ス
- 第二十四條 軍士ノ納入スル軍費ハ大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當ス
- 第二十五條 本軍士ハ本軍總本部ニ奉ジ、斷シテ軍士タルノ體面ヲ保チ行動ニ勇武ヲ旨トスベシ

## 第六章 罰則